

○松山市高齢者いきいきチャレンジ事業実施要綱

平成30年8月20日

要綱第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉又は健康に関するイベント等に参加した者にポイントを付与し、還元する仕組みを作ることにより、高齢者の外出機会の創出、身体機能の低下の防止及び健康寿命の延伸につなげることを目的として実施する松山市高齢者いきいきチャレンジ事業（以下「いきいきチャレンジ事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 いきいきチャレンジ事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、実施年度の3月31日時点において満年齢が65歳以上である者とする。

(対象事業)

第3条 いきいきチャレンジ事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、市等が実施する福祉又は健康に関するイベント等とし、その内容は、年度ごとに定めるものとする。

(事業参加等)

第4条 いきいきチャレンジ事業に参加しようとする第2条の対象者は、市長にその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、高齢者いきいきチャレンジカード（以下「カード」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定によりカードの交付を受けた者（以下「参加者」という。）は、当該カードに必要事項を記入して使用するものとし、記入のないカードは、無効とする。

4 カードを破損、汚損又は紛失したときは、再度参加する旨を申し出ることにより、カードの再交付を受けることができる。

(ポイント付与)

第5条 市長は、参加者が対象事業に参加したときは、1日につき1ポイントを付与するものとする。

2 ポイントの付与は、高齢福祉課がカードにスタンプを押すことにより行うものとする。

(ポイントの取扱い)

第6条 ポイントは、付与された日の属する年度の翌年度以後に繰り越すことができない。

2 ポイントは、他人に譲渡することができない。

3 カードの破損、汚損又は紛失により、ポイント数の確認ができないときは、すでに付与されたポイントは、失効するものとする。ただし、紛失したカードの発見等によりポイント数を確認できたときは、再交付されたカードにポイントを合算することができる。

(ポイントの交換)

第7条 カードのポイントが2ポイントに達した参加者は、当該カードに必要事項を記入して高齢福祉課に提出することにより、当該カード1枚を道後温泉別館の入浴券(1階浴室コース)1枚と交換することができる。

2 前項の入浴券の使用期限は、当該入浴券を発行した日の属する月の翌々月の末日までとする。

3 第1項の交換の受付期間は、カードのポイントが2ポイントに達した日から当該日の属する年度の翌年度の4月30日(その日が松山市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)に規定する市の休日に当たるときは、その翌日)までとする。

(ポイントの抹消)

第8条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、ポイントを抹消することができる。

(1) 第2条の対象者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申出をしたとき。

(3) カードを不正に利用したとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。